

喜まち第 396 号  
令和 7 年 3 月 25 日

各道路占有者 殿

喜界町長 隈崎 悦男

道路占有者による占有物件の維持管理について（通知）

本町の道路行政の推進につきましては、日頃からの格別のご理解、御協力をいただき厚く感謝申し上げます。

さて、令和 7 年 1 月 28 日に埼玉県八潮市の県道において、占有物件の破損に起因すると考えられる大規模な道路陥没事故が発生しました。

道路占有者は、道路法により占有物件を適切に維持管理することが義務付けられており、国においては、「道路管理者による占有物件の維持管理の適正化ガイドライン」に基づき、道路占有者による占有物件の維持管理の適正化を図ることとしています。

本町においても、道路法及び上記ガイドラインの趣旨を踏まえて、令和 7 年 4 月 1 日から、町管理道路における占有物件に関して、別添のとおり取り扱うこととしましたので、御留意のうえ、占有物件の適切な維持管理をお願いいたします。

**【問合せ先】**

担当：喜界町役場まちづくり課 平下  
電話：0997-65-3691  
Mail：mizu-g5@town.kikai.lg.jp

## 道路占有者による占有物件の維持管理について

道路占有者は、道路法の改正（平成 30 年 9 月 30 日施行）により、占有物件を適切に維持管理することが義務付けられており、国においては、「道路管理者による占有物件の維持管理の適正化ガイドライン」に基づき、道路占有者による占有物件の維持管理の適正化を図ることとしています。

喜界町においても、道路法及び上記ガイドラインの趣旨を踏まえて、令和 7 年 4 月 1 日から、町管理道路における占有物件に関して、下記 1～2 のとおり取り扱うこととしましたので、ご留意のうえ、占有物件の適切な維持管理をお願いします。

### 記

#### 1 占有許可条件の追加

令和 7 年 4 月 1 日以降の道路占有許可に当たっては、以下の許可条件を追加します。

##### (1) 全ての占有物件に追加する許可条件

- ・道路占有者は、道路法、道路法施行令、各物件の管理等について定めた法令その他の関係法令や条例、ガイドラインその他の関係規程を遵守すること。
- ・道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又は及ぼすこととなるおそれがないように、適切な時期に、占有物件の巡視、点検、修繕その他の当該占有物件の適切な維持管理を行うこと。

##### (2) 占有物件の種別に応じて追加する許可条件

###### ① 電柱、電線、地下管路及びこれら物件と一体となって機能する占有物件並びに跨道橋(※)の場合

道路利用者や第三者への重大事故を未然に防止する観点から、その損傷により特に道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある占有物件については、占有許可後、5 年が経過する時期を基本として、道路管理者による安全確認のため、占有物件の現状について、道路管理者あて書面等により報告しなければならない。

###### ② 事前対策物件（工所用板囲、足場など倒壊、落下等に対する事前対策が必要であると認められる占有物件）の場合

気象予報等の情報から、強風等の気象現象によって生じる災害の発生が予測される場合には、占有物件が落下、倒壊等することのないよう事前に必要な対策を講じること。

###### ③ 道路区域外の土地に設置された柱類に添加される突出看板等の場合

占有物件を添加している道路区域外の柱類について、道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又はそのおそれがないように、当該柱類の腐食、劣化、損傷等を防止するために必要な対策を講じるなど適切に維持管理をすること。

(※)「跨道橋」…道路の上を横断する施設のうち、鉄道橋を除く、道路法の道路以外の施設（農道、林道、認定外道路、私道、水管橋、物資輸送橋等）

## 2 占用物件の安全性に関する報告について

上記1(2)①「電柱、電線、地下管路及びこれら物件と一体となって機能する占用物件並びに跨道橋の場合」は、道路占用許可の更新申請時に、直近の点検結果等について、別紙様式を参考に報告してください。

ただし、占用の期間の更新開始日が令和7年4月1日からの占用物件については、令和7年5月16日（金）までに報告してください。

※既に許可更新を終えたもの、現在更新手続き中のものを含む。

### ■ 占用物件の維持管理における注意点 ■

○ 占用物件が道路の構造や交通に支障を及ぼし、又はそのおそれがある場合には、維持管理義務違反に問われる可能性があります。

○ 各物件の管理等について定めた法令において定められた維持管理の基準を遵守していない場合にも、維持管理義務違反に問われる可能性があります。

○ 町道路管理者から、道路占用者に対して、占用物件の維持管理の状況等について報告を求める可能性があります。また、道路管理者が道路占用者の事務所等に立ち入り、書類等の検査を行う可能性があります。

○ 町道路管理者から、道路占用者に対して、占用物件の修繕等を命じる可能性があります。

※道路占用者による占用物件の適切な維持管理をお願いします。

【様式例】

(別紙)

令和 年 月 日

喜界町長 ○○ ○○ 殿

住所  
氏名  
連絡先

### 占有許可物件の安全性について

占有物件の安全性について、下記のとおり確認したので報告します。

#### 記

| 占有物件の名称 | 占有物件の安全性   | 備考                        |
|---------|--|---------------------------|
| 【例】電柱   | 【記載例】<br>○年～○年に実施した●●に基づく点検等において、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがないものとして占有物件の安全性を確認した。 | ※可能な範囲内において占有物件の数量等を記載する。 |
| 【例】電線   | 【記載例】<br>○年～○年に実施した●●に基づく点検等において、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがないものとして占有物件の安全性を確認した。 |                           |
| 【例】地下管路 | 【記載例】<br>○年～○年に実施した●●に基づく点検等において、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがないものとして占有物件の安全性を確認した。 |                           |

#### 【留意点】

- 1 更新する占有物件が複数ある場合、占有物件の種類ごとにまとめて記載することを可とします。
- 2 点検写真等の添付は不要です。